

おおもり

令和7年11月20日発行 通巻第331号

法人ニュース

OOMORI CORPORATE ASSOCIATION NEWS VOL.7 2025.10.11.12



INDEX

冬のカレンダー	2
大森みんなの広場	3
・ようこそ新しいお仲間	
・お出かけください	
顔	4
・大森税務署長 古寺 信男 氏	
TAXインフォメーション	6
令和8年度税制改正提言	8
ひろば	10
役立つ情報のご案内	14
「ジャストワンワード」	15



今回のテーマは去年とは違う視点で御会式を撮影とのことで、去年と違う感じに撮影してみました。余談ですが、良く犬の散歩で通る養源寺の万灯が見れて良かったです。

中原 幸(なかはら こう)
〒144-0052 東京都大田区蒲田4-42-3
イースタンコーポ蒲田302号室



冬のカレンダー

12月

12月の事業

2日(火)	★☆決算書読み解きトレーニング14時00分～15時30分
3日(水)	★☆新設法人説明会13時30分～16時30分
10日(水)	★☆決算法人説明会13時30分～16時30分
check	12月の税務
	12/10 源泉所得税(11月分)納税
	※10月決算法人の確定申告と納税
	※2026年4月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(11月分)納付
	※印の納付期限は2026年1月5日まで

1月

1月の事業

15日(木)	新年賀詞交歓会
check	1月の税務
	1/13 源泉所得税(12月分)納税
	※11月決算法人の確定申告と納税
	※2026年5月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(12月分)納付
	※印の納付期限は2026年2月2日まで

2月

2月の事業

4日(水)	★☆新設法人説明会13時30分～16時30分
5日(木)	★正副会長会11時00分～13時00分
12日(木)	★☆決算法人説明会13時30分～16時30分
18日(水)	★☆法人税見方・書き方講座①13時30分～16時00分
27日(金)	★理事会16時00分～17時30分
25日(水)	★☆法人税見方・書き方講座②13時30分～16時00分

2月の税務

	2/10 源泉所得税(1月分)納税
	※12月決算法人の確定申告と納税
	※2026年6月決算法人の中間申告と納税
	※社会保険料(1月分)納付
	※印の納付期限は2026年3月2日まで

☆印の【イベント】は一般の方も参加できます。

★印の【会場】はいずれも法人会館研修室にて

詳しくは事務局 03(3751)4484までご連絡ください。

※カレンダーの各開催要領は当会ホームページをご覧ください。

ようこそ 新しいお仲間

大森法人会
7月～9月 入会者(敬称略)

ラウンジバー 243 〈飲食業〉

石川 愛子

大田区大森北1-22-2 (株)ニッケンフーズ
(大森北第1地区)

(株)クラウドファンディング 〈独立系証券マン〉

内田 佑樹



大田区中央3-30-7-103
(区外)
<https://jitsugen.co.jp/>

(有)ホットスタンプカワバタ 〈特殊印刷・紙加工〉

川端 博史

大田区大森南4-14-14
(大森南第2地区)

Makelew (株) 〈情報処理業〉

嶋田 真紀



大田区大森西2-11-5
(大森西第4地区)

<https://www.makelew.com/>

村石建工(株) 〈建設業〉

村石 玲王奈



大田区西糀谷3-22-13 (区外)
<https://murakenn.co.jp/>

(同)MiiLike 〈福祉 居宅介護支援〉

宮田 修吾



大田区大森東5-9-10
ハルナビル301
(大森東第2地区)

<https://www.miilike-kaigo.info/>

私たちは、人にやさしく全ての関わる人達を笑顔にしていきます。人を大事にし、人を育て上げ、福祉社会に貢献できる人材を作り上げます。社会福祉の変化にも対応し、より良いサービスを提供していきます。「手と手がつながるたび、心が近づく」

Membership
データ

令和7年9月末現在

管内法人数 7,729社 大森法人会員数 1,339社



お出かけください

★ 法人税見方・書き方講座【全5回】

法人税確定申告書の注意事項を
しっかりマーク!
わかりやすくポイントを説明します!

【会場】大森法人会館 3F 研修室

- ① 2月18日(水)
13時30分～16時00分
- ② 2月25日(水)
13時30分～16時00分
- ③ 3月 4日(水)
13時30分～16時00分
- ④ 3月11日(水)
13時30分～16時00分
- ⑤ 3月18日(水)
13時30分～16時00分

▲各開催要領は当会ホームページをご確認ください。



税金クイズ あなたの税知識は?

次の問題に番号で答えてください。

A 法人が納付する租税公課のうち、各事業年度の所得金額の計算上、損金の額に算入されない租税公課はどちらでしょうか。

- ① 都民税 ② 事業税

B 購入していた郵便切手や印紙を、いわゆるチケット業者に売却した場合に消費税は課税されるでしょうか?

- ① 課税される ② 課税されない

C 令和7年分以後の所得税について、給与所得控除の最低保障額はいくらに変更になるでしょうか。

- ① 60万円 ② 65万円

D 古代には田地からの収穫の一部を納入する租(田租)という税がありましたが、その和名(日本独自の名称表現)は次のうちどれでしょう。

- ① ちから ② かぞえ

※ 答えは15ページに

フォーカス

No.188

古寺 信男

大森税務署長

地域に根づき、高い社会貢献を続ける大森法人会とともに税務行政のDX・事業者のデジタル化の推進に取り組んでいきたい

令和7年7月、大森税務署長の任に就いた古寺信男さんは、九州・福岡のご出身。税務大学校熊本研修所を修了後、東京局に配属されてから早40年。故郷よりも長くなつた東京圏での思い出と、大森で始まるこれからへの期待を語ってくださいました。

福岡から東京へ来て40年。新任地・大森の印象

税務大学校には普通科と専科があり、私は高校卒業後、普通科に進みました。普通科の研修所は関東信越、東京、大阪、広島、熊本などにあり、私は福岡局採用だったため熊本で1年間学んでから東京へ来ました。それから40年。40歳を迎えたとき、「関東に来てからの方が長くなつたんだな」と感じました。

住まいが千葉県船橋市ということもあり、東京の南西部は正直なじみがあまりありませんでした。ただ、息子が横浜に住んでいた時期があり、車で大田市場や平和島、第一京浜を巡ったことはあります。また、箱根駅伝のルートの一部であることや、ものづくりの街というイメージももともと持っていました。

初めて大森駅に降りたときは、意外なほど密集した賑わいに驚きました。商業地域を抜けて池上通りに入ると住宅地になり、さらに海側には工場地帯がある。凝縮された街だなという印象を受けました。

一人一人を大切に、気分良く明日を迎える

生まれ故郷は福岡県築上町という大分県寄りの町です。これといって有名なものはありませんが、日本三大楠のひとつ「本庄の大楠」があります。ここから車で約2時間の場所にある甘木税務署が、大森税務署に来る前の勤務地でした。そこは職員16名のこぢんまりした職場でしたが、大森税務署は私を含めて63名。早く皆の顔と名前を覚え、接点を持ちたいと思って着任しました。

職員全員が気分よく仕事ができるよう、明るい雰囲気づくりを意識しています。そして一人一人が与えら

れた仕事に対して自分の能力を発揮してこそ、全体の仕事が成り立ちます。

これはどの企業でも同じだと思いますが、皆が仲間としてお互いを認め合い、助け合い、何でも相談できる風通しの良い環境をつくりたいと考えています。

着任時、職員の前で話したのは「1日の終わりに、その日の中で何でもいいから良かったことを思い出し、気分よく明日を迎えてください」ということでした。大きく言えば人生は良いことばかりではありませんが、その中にひとつでも良いことがあれば、それを思い出して前向きに生きていこうという内容です。気分が良ければ、その人自身も、周囲の人も明るくなれるものです。

善良な納税者を守るための、適正かつ公平な業務を

私が税務行政を志した背景には、「早く自立したい」という思いがありました。公務員試験を受ける中で、税務の職場は1年間基礎的なことをしっかり学べる点が魅力でした。結果的に長く勤め続けられたのは、自分に合っていたんだなと思っています。

これまでの仕事は主に調査でした。「THE突破ファイル」というテレビ番組に“リョウウチョウ”という部署が出てきます。国税局資料調査課（通称：料調）のことで、私はそこに長く所属していました。

“料調”的な事案はさまざまですが、基本的には複数人からなる班で仕事をします。そこで仲間との結束や意識づけを学びました。普段は冗談を言い合う和やかな空気の中でも、現場に出ると一気にピリッと引き締まる。経験を通じて、メリハリの重要性を身につけました。

国税庁が掲げる組織理念の任務のひとつに「内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現」が掲げられています。税務行政の原点はここにあります。適正かつ公平に反する行為は不正ですが、ほとんどの人は正しく納税しています。つまり、不正を撲滅することは、善良な納税者を守ることにつながると考えています。



大森法人会と大森税務署の協力で明るい地域づくりを

大森法人会さんは、地域事業者を積極的にサポートし、地元に根づいた高い社会貢献を続ける団体だと認識しています。会員の皆さんには地元で生まれ育ち事業をされている方も多く、仲が良くまとまりがあるという印象です。アットホームな雰囲気が心地よく、とてもなじみやすいです。

大森税務署としては、地元金融機関の皆さまのご協力もいただきながら、今年もキャッシュレス納付（特に源泉所得税）の利用拡大に力を入れています。大森法人会さんにも会員の皆さんに多くの情報を発信していただいているほか、税務行政のDXや事業者のデジタル化推進に関する周知広報の機会を度々ご提供いただいていることに感謝しています。これからもご協力をよろしくお願ひいたします。

また、この場を借りてお知らせしますが、今回の税制改正で所得税の基礎控除の見直しが行われました。その一環として、国税庁が「基礎控除コールセンター」を開設し、一般相談にも対応していますので、ぜひご利用ください。

大森地区には、まだ訪れたことのない場所がたくさんあります。これからいろいろな所を訪ねていきたいと思います。私は麺類が大好きで、特にラーメンには目がありません。最近は福岡のうどんが関東に進出してきています。定番メニューは「肉ごぼ天」。ぜひ皆さんにも味わっていただきたい一品です。早く大森にも出店してほしいのですね。

趣味の旅行で培ったフットワークを活かしていきますので、どうぞこの顔に見覚えを持っていただければ幸いです。



▲築上町にて



▲福岡の酒蔵びらき

顔

人に顔あり、街にも顔あり
今号の顔は何を語るか：

■プロフィール
古寺 信男（ふるてら のぶお）
福岡県出身 千葉県船橋市在住

- 昭和59年4月 福岡国税局 採用
- 令和元年7月 江戸川南税務署 副署長
- 令和3年7月 鶴町税務署 特別国税調査官
- 令和4年7月 東京国税局 課税第一部 統括国税実査官
- 令和5年7月 東京国税局 調査第三部 統括国税調査官
- 令和6年7月 福岡国税局 甘木税務署長
- 令和7年7月 大森税務署長

〈インタビュー〉
・前田 一路
・小宮山 啓
・縣 伸幸
・谷村 紀久代
・中西 亮
・石井 幸恵
・安野 徹洋
〈文〉

9月29日 大森税務署にて

令和7年分 年末調整についてのお知らせ

本年の年末調整においては、**基礎控除の見直し等**にご注意ください！

次のような見直し等が行われています。

- 「基礎控除」や「給与所得控除」の見直し
- 「扶養親族等の所得要件」の改正
- 「特定親族特別控除」の創設

また、**通勤手当に係る非課税限度額の改正**が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。

最新情報は「年末調整がよくわかるページ」へ！

年末調整がよくわかる



年末調整がよくわかる ページ（令和7年分）

年末調整の手順等を解説した動画やパンフレット、年末調整時に必要な各種様式など、国税庁が提供している年末調整に関する情報はこのページから入手・閲覧できます。

【お知らせ】

本年の年末調整においては、
基礎控除の見直し等が行われています。
扶養親族等の所得要件の改正
特定親族特別控除の創設
通勤手当に係る非課税限度額の改正

源泉徴収義務者
(給与の支払者)の方へ

給与所得者
(従業員)の方へ

年末調整手続の電子化

源泉徴収義務者の方へ

年末調整の手順を案内するとともに、年末調整に関する「動画」や「パンフレット」など年末調整に役立つ情報を提供しています。

給与所得者の方へ

年末調整の概要、各種申告書の「記載例」や「記載に当たってのポイント」など、給与所得者の方に役立つ情報を提供しています。

年末調整手続の電子化

年末調整手続の電子化に関する情報を提供しています。

チャットボットに相談する

年末調整について、よくある質問にお答えしています。
※ 公開期間は令和7年10月頃から令和8年1月下旬までの予定です。

詳しい説明(パンフレット)

「年末調整のしかた」や「法定調書の作成と提出の手引」のパンフレットを提供しています。

各種様式・記載例

年末調整関係様式や記載例、法定調書関係様式を提供しています。

年末調整計算シート(Excel)

従業員の方の給与の総額や控除対象扶養親族の人数などを
入力することで、その従業員の方の年末調整の税額計算を
効率的に行うことができます。

※ ご利用には、Microsoft office Excelがインストールされたパソコンが必要です。

※ 令和7年分の各種情報については**令和7年10月頃**に掲載します。

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限

→ **令和8年1月13日(火)**

◎ 年末調整に係る源泉所得税及び復興特別所得税の納期限 (納期の特例の適用がある場合)

→ **令和8年1月20日(火)**

◎ 給与所得の源泉徴収票などの法定調書の提出期限

→ **令和8年2月 2日(月)**



◎令和7年分の年末調整における主な改正事項

本年12月に行う年末調整においては、**基礎控除の見直し等**の改正が行われていますので、ご注意ください！
詳細や最新情報は、国税庁ホームページの「年末調整がよくわかるページ」をご確認ください。



1 基礎控除の見直し等

・ 基礎控除の見直し

次のとおり、合計所得金額に応じて、**基礎控除額が改正**されました。

合計所得金額	132万円以下	132万円超 336万円以下	336万円超 489万円以下	489万円超 655万円以下	655万円超 2,350万円以下
控除額	95万円	88万円	68万円	63万円	58万円

(注) 1 合計所得金額655万円以下の控除額は、所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。
2 合計所得金額2,350万円超の場合の基礎控除額に改正はありません。

・ 給与所得控除の見直し

給与所得控除の最低保障額が55万円から**65万円に引き上げられました**。

(注) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられました。

・ 扶養親族等の所得要件の改正

扶養控除等の対象となる扶養親族の所得要件が48万円以下から**58万円以下**に引き上げられるなど、**所得要件が改正**されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (※)
扶養親族 同生一計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下
勤労学生	85万円以下

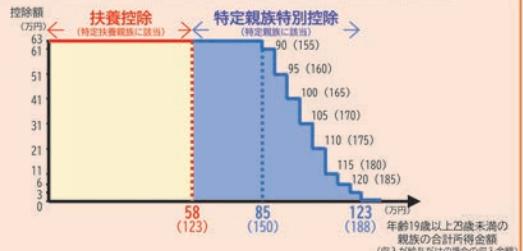
(※) 合計所得金額(ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額)の要件をいいます。

・ 特定親族特別控除の創設

所得者が生計を一にする**年齢19歳以上23歳未満の親族**(注)を有する場合に受けられる控除として、**特定親族特別控除が創設**されました。

(注) 里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。

控除額は、その親族の合計所得金額に応じ、右図のとおりとなります。



《年末調整における留意事項》

- 従業員の方に、改正により**新たに扶養控除等の対象となった親族等がいないか**確認してください。(改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)。
- 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方**から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
- 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて**、年末調整の計算をしてください。

2 調書方式による住宅借入金等特別控除の適用

令和7年分の年末調整からは、**調書方式**による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方がいます。

(注) 調書方式とは、金融機関等から提供された情報に基づいて、国税当局から所得者本人(従業員の方)に住宅借入金等の「年末残高情報」を提供する方式をいいます。

調書方式による住宅借入金等特別控除の適用を受ける従業員の方は、調書方式に対応した金融機関等に対して「住宅ローン控除の適用申請書」を提出した従業員の方となります。

調書方式の概要や調書方式に対応した金融機関等については、国税庁ホームページをご確認ください。



《調書方式の場合の留意事項》

- 従業員の方が給与の支払者に提出する「給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書 兼 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」(控除証明書等)に、「**住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書**」の添付が**不要**となります。
- 控除証明書等は、原則、「住宅借入金等の年末残高」や「住宅借入金等特別控除額(見込額)」を記録し、又は記載した上で、税務署から従業員の方に交付されます(控除証明書等の**交付時期**は、電子交付の場合は毎年**11月中旬頃**、書面交付の場合は**入居2年目の11月下旬頃**となります。)。

3 通勤手当に係る非課税限度額の改正

通勤手当に係る非課税限度額の改正が行われる場合には、年末調整での対応が必要となることがあります。年末調整の前には、国税庁ホームページで最新情報を必ず確認してください。



法人会の「令和8年度税制改正に関する提言」(要約)

「金利のある世界」への回帰を踏まえ、金融市場の動揺を招かない財政運営を！

法人会は令和8年度税制改正提言をまとめました。実現を求めて、政府や関係諸官庁に要望活動を展開していきます。

我が国は世界に類を見ないほどの膨大な長期債務残高を抱え、金利上昇により利払い費が増え、財政の硬直化から予算編成もままならない状況にあります。

法人会は速やかに財政健全化の徹底を図れと強く求めています。

法人会の提言の実現に向け、ご理解ご支援をお願い致します。



I 税・財政改革のあり方

1.財政健全化に向けて

財務省の試算によれば、今後も金利上昇が続ければ、将来的には税収増より国債の利払い費の方が増える事態が想定されている。経済の正常化が進んで金利が上昇すれば、国債の利払い費の増加は免れない。国債の信認が揺らげば、経済成長を阻害することなども考えられる。政府と日銀には健全な関係を構築し、金融市場の動揺を招かないような政策運営を求める。

(1) 社会保障と税の一体改革では、「消費税率引き上げによる増収分を含む消費税収は、全ての社会保障財源に充てる」とされており、消費税率を引き下げた場合の減税分は別の財源を確保するか、結局は国債に頼らざるを得なくなる。このため、物価高対策や低所得者対策は消費税減税で対応するのではなく、真に支援が必要な人に限定した給付措置が望ましい。また、政府は物価対策として、税収の上振れなどを財源に給付を検討しているが、これも本来は国民一律に支給するのではなく、高所得者を除くなど対象を限定すべきである。

(2) 政府は、こども・子育て政策として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模と決めているが、この財源は歳出改革に加え医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賄うとしている。制度導入を主導した当時の岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保険料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明した。しかし、持続的な賃上げがいつまで続くかは不透明である。少子化対策の財源に充てるとしていた「高額療養費制度」の自己負担上限の引き上げも見送られた。歳出改革が想定通りに行われなければ、結局は国債頼みとなりかねない。

(3) 防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定しているが、大半が「歳出改革」や「決算剩余金の活用」の活用で財源を捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が重要である。

2.社会保障制度に対する基本的考え方

- (1) いわゆる「106万円の壁」への対応として、扶養から外れる人の保険料には国が上限を設けて助成する仕組みが設けられた。また「130万円の壁」に対しては、事業主の証明により引き続き被扶養者認定とされることになった。一方新たに厚生年金に加入する人の「保険料軽減措置として151万円未満の従業員に対しての労使折半を企業側が多く支払、企業側が多く支払った分の助成措置を講じる事としている。ただいずれも一時的な措置にとどまっており、安定的な制度の構築が求められる。
- (2) 公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、厚生年金の積み立てを財源に充当する基礎年金制度の底上げが検討されている。基礎年金はマクロ経済スライドの適用に伴い将来的に受給額が最大3割減少すると見込まれており、高齢単身女性などへの低年金対策と位置付けられている。いずれにしても抜本的な制度改革は、老後の生活設計に影響するテーマであり、幅広く議論する必要がある。
- (3) 少子化対策については、現金給付より保育所や学童保育等の環境整備、保育士の待遇改善など現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。
- (4) 医療は成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を進める必要がある。社会保障の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すとともに、「ジェネリック(後発薬)」の安定した供給体制を確立する必要がある。薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる薬品などの拡充も欠かせない。
- (5) 介護保険については、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す。また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格な運用が求められる。

3.行政改革の徹底

国・地方の財政健全化は、歳出・歳入の一体的改革によって進めることが重要である。地方を含めた政府・

議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならぬ。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また調査研究広報滞在費、政務活動費等の適正化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。

II 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。そうした企業が将来にわたって存在感を發揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、黒字企業の平均所得を踏まえて1,600万円程度に引き上げること。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めることを求める。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限合計300万円を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。

2. 事業承継税制の拡充

中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、企業が保有する技術やサービスが失われ、ひいては我が国の経済・社会の根幹が揺らぐことになりかねない。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の事業承継税制はあくまで納税猶予するだけの限定的な措置にとどまっており、本格的な事業承継税制が必要である。

(2) 取引相場のない株式の評価の見直し

(3) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

中小企業の代替わりを促進するため10年間の特

例措置として同制度の拡大が行われたが、まだ事業継承が行ってないと思われる企業が多くあるため、特例継承計画の提出期限、特例制度の適用期限の期限延期を求める。

3. 消費税への対応

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要があり、問題があれば廃止を含めて制度を見直しする必要がある。

- (1) インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2) 消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

III 地方のあり方

本格的な人口減少社会に突入する我が国では地方における社会機能の維持・確保が不可欠である。国と地方役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図っていく必要がある。地方経済の活力を今後も維持しながら、地方の活性化を促すためには東京一極集中を是正が急務である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、地方独自の真の活性化にはつながらない。

IV 自然災害への対応

これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、近年では能登半島地震をはじめ大きな地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V その他

1. 納税環境の整備
2. 環境問題への対応
3. 租税教育の充実

ひろば

● 第1支部 大森第4小学校「水遊び大会」

日時▶7月19日(土)

場所▶大森第4小学校 校庭

参加人数▶200名

今年度も「水遊び大会」は大盛況でした。全学年で税金クイズに参加してもらいました。低学年の生徒さんは頭をひねりながらも、元気一杯に答えてくれました。



● 第5支部 馬込大盆踊り大会

日時▶7月26日(土) 場所▶貝塚中学校 校庭 参加人数▶100名

令和元年より6年ぶりに馬込大盆踊り大会に参加させていただきました。

たくさんの子供たちに税金クイズの参加をしてもらいました。



● 第4支部 第20回 池上まつり

日時▶8月24日(日)

場所▶池上会館

参加人数▶250名

第4支部・地区役員の協力を得て、今年も「池上まつり」に参加しました。法人会コーナーでは今年も「劇団みるきい～うえい」による本格ミュージカル「オズの魔法使い」を披露しました。会場前ではイータ君と一緒に「税の使われ方」「税の大切さ」をPRできました。



● 第2支部 梅屋敷流し踊り大会

日時▶8月29日(金)

場所▶大梅屋敷商店街

参加人数▶200名

夕方の商店街に多くの子どもたちが集まり、税金クイズに参加してもらいました。



● 実務セミナー 「1日でわかる経理入門セミナー」

日時▶8月7日(木) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶30名

講師▶(有)マスエージェント 代表取締役 林忠史氏

経理業務の仕組み・流れ・知識・心構えについて基礎からしっかり教えていただきました。



林忠史氏

● 実務セミナー 「はじめての経理実務(全6回)」



牧野 崇代 氏

日時

テーマ

第1回 9月11日(木) ▶ 経理実務の概要、給与と社会保険・税金(前編)

第2回 9月18日(木) ▶ 給与と社会保険・税金(後編)

第3回 9月25日(木) ▶ 年末調整と法定調書(前編)

第4回 10月2日(木) ▶ 年末調整と法定調書(後編)、労働保険、経費

第5回 10月10日(金) ▶ 現金預金、手形・小切手、売掛金・買掛金

第6回 10月16日(木) ▶ 棚卸資産、固定資産、年間の業務スケジュール



場所▶法人会館研修室

参加人数▶22名

講師▶(株)プロフェッショナルネットワーク

牧野 崇代 氏

(税理士/東京税理士会所属)

● 実務セミナー 「経営改善計画策定支援セミナー」

日時▶8月27日(水)

場所▶法人会館研修室

参加人数▶10名

講師▶NBCコンサルタンツ(株)

高砂 厚 氏

「経営改善計画策定支援補助金」の概要や活用方法について解説していただきました。



高砂 厚 氏

ひろば

● 青年部会 租税教室

- 7月16日(水) 場所▶大森第五小学校
参加人数▶45名
9月9日(火) 場所▶入新井第五小学校
参加人数▶60名
9月12日(金) 場所▶徳持小学校
参加人数▶100名

青年部会の役員が先生となって、税金の種類や使い道を解説しながら、税金の大切さを学んでもらいました。



● 青年部会 家族交流会

- 日時▶8月24日(日)
会場▶羽田えさ政
参加人数▶25名

青年部会恒例の家族交流会では釣り船をチャーターし魚釣りをしました。懇親会では実際に釣った魚を捌き、「なめろう」作りの体験をさせて頂きました。子どもたちには良い食育体験になったと思います。



● 委嘱状伝達式

- 日時▶8月5日(火) 会場▶法人会館研修室 参加人数▶57名

本年度は役員改選があり法人会館で委嘱状伝達式が行われました。第1部では志村会長より、役職者を代表して各支部・地区、委員会委員に委嘱状が渡されました。第2部では佐藤組織委員長より令和6年度「仲間づくり運動」の取り組みについて説明があり、改めて役職者への協力要請がありました。また日頃より法人会活動にご尽力いただいている、大同生命保険(株)品川営業部 竹田部長より法人会経営者大型総合保証制度普及拡大の要請がありました。第3部役職者交流会では名刺交換・意見交換等、大変に盛り上りました。



● 支部合同企業交流会 第1・2・3・4・5支部合同企業交流会

- 日時▶8月26(火)
会場▶二子玉川東急ホテル
参加人数▶70名

本年度は多くの会員企業様に交流を図って頂きたい、第1・2・3・4・5支部合同の企業交流会を開催いたしました。新入会員の方々には自社PRタイムを設け、多くの会員様に知っていただく良い機会になったと思います。また、プロマジシャンによるマジックショーは大いに盛り上りました。来年以降も企業交流を深められるイベントにして行ければと思います。



● 役職者一泊研修会・交流会



大同生命保険(株)
幸村課長

日時▶9月5日(金)・6日(土)
場所▶伊豆長岡京急ホテル会議室
参加人数▶22名

第一部の研修会では大同生命保険(株)幸村課長より「法人会の事業活動と厚生企業との関係」について制度の構成と運営のしくみ、企業の健康経営について研修をしました。第二部の交流会ではおいしい食事に会話も弾み役員同士交流を深めることができました。



● 公開講座



猫ひろし氏

日時▶9月2日(火)
場所▶スマイル大森多目的室
参加人数▶111名
講師▶猫ひろし氏

公益事業委員会と共に「税を考える週間」行事として、第12回公開講座を行いました。芸能人最速ランナー・猫ひろし氏を迎えて、日頃のトレーニング方法や過去のレースでの裏話などマラソンについて楽しくお話しいただきました。また当日は多くの方に来場していただき盛況となりました。



● 全国女性フォーラム 北海道大会

日時▶9月18日(木) 場所▶札幌パークホテル 参加人数▶約1600名
講師▶伊藤亜由美氏(株式会社クリエイティブオフィスキューブ 代表取締役)

自然豊かな北海道における「人づくり、モノづくり・地域づくり」について講演をしていただきました。翌日は、余市～小樽まで足を延ばし、ニッカウヰスキー蒸留所の視察も行いました。当会からは、田中女性部会長、永田役員、事務局安野が参加しました。



● 青年部 研修会

日時▶9月18日(木) 場所▶法人会館研修室 参加人数▶15名
講師▶第一部 菱田陽介氏(当会会員)
菱田司法書士法人 代表 司法書士
第二部 皆川聰氏 (株)Aoi不動産鑑定 代表



菱田陽介氏



皆川聰氏

「知って得する会社と土業の付き合い方」「知らなきや損する！税と不動産の落とし穴」と題し、司法書士と不動産鑑定士である2名の講師にお迎えし研修会を開催しました。

都税がスマホ決済アプリで納付できます



おうちで今、納付できます！

スマホ決済アプリで納付書の地方税統一QRコード(eL-QR)を読み取るだけで納付ができます。



注意事項

- 領収証書は発行されません。
 - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
 - eL-QRのない納付書については、上記の方法で納付できません。
- 詳細は、東京都主税局HPをご確認ください。

納税できる主な税目

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)(23区)、固定資産税(償却資産)(23区)、不動産取得税、自動車税種別割、個人事業税 等

※上記の方法を利用できるスマホ決済アプリは地方税共同機構HPをご覧ください。

※1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書では、スマホ決済アプリでバーコードを読み取ることでも納付できます。

利用できるスマホ決済アプリは東京都主税局HPをご覧ください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

詳細は

主税局 スマホ

検索

東京都主税局
ホームページ



Government Educational Loans
GO 国の教育ローン

あなたの“未来”応援します。

ご入学前のまとまった
費用の準備が可能

固定金利
長期返済が可能

40年以上の取扱実績

ご融資額
350万円以内
お子さま
1人あたり

ご相談・お問い合わせは
教育ローンセンター

受付時間 月～金 9:00～19:00



0570-008656



日本政策金融公庫



※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)は
ご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない
場合等は、03-5321-8656におかけください。



ジャスト・ワン・ワード

大森法人会では、専用アプリで会員サービスを可能にしています。

◆ アプリでできること

① 重要なお知らせを確実に受け取れる

- ・会からの通知がメールではなく、安全性が高く、届きやすいプッシュ通知のメッセージに変わります。

② 委員会・部会メンバーとの意見交換 (SNS機能)

- ・会議前にメンバー同士で事前の共有ができます。
- ・スマホで撮った写真やショート動画も簡単に添付できます。

③ 委員会資料のデジタル管理・閲覧

- ・会が管理するコンテンツとして資料をアップロード・閲覧可能。
- ・「いつでも、過去の資料もすぐ見られる」ので、紙より便利です。

④ 会員企業のPRができる

- ・新商品・新サービス・キャンペーン情報などを、会員へ直接発信できます。
- ・文章と画像を入れるだけで、ホームページのような紹介画面が作成できます。

◆ 安心して使える理由

最大の特徴は、会がメンバーと情報を一元管理していることです。外部サービスと異なり、広告表示や情報の二次利用はありません。安心して、会員内のコミュニケーションや情報共有にご活用いただけます。

広報委員 佐藤 正人



追悼

公益社団法人大森法人会 元会長・相談役 伊藤安一氏

去る令和7年9月8日にご逝去されました。

伊藤安一様は、平成2年5月より平成21年5月まで会長。平成21年5月から平成27年6月まで相談役。また全法連・東法連でも副会長を務められ、大森法人会の代表として、正しい税知識の普及、納税意識の高揚及び法人会の活動発展のために大変なご尽力を賜りました。

生前の献身的な活動に対しまして、心からお礼を申し上げますとともにご冥福をお祈りいたします。

今回も
全問正解
ですよネ



税金クイズの答え



- A ① 都民税は法人税法第38条第2項第2号により損金の額に算入されないこととされています。
- B ① 課税の対象になります。なお、郵便切手や印紙については、郵便局や印紙売りさばき所等の一定の場所における譲渡の場合は非課税となります。
- C ② 令和7年度税制改正により、所得税の「基礎控除」や「給与所得控除」に関する見直し、「特定親族特別控除」の創設が行われました。このため、令和7年12月に行う年末調整など、令和7年12月以後の源泉徴収事務に変更が生じます。詳しくはTAXインフォメーションをご確認ください。
- D ① 租は民の労力によるとされ、その和名は「ちから」とされました。そのため、古代律令の時代に朝廷で国庫出納を監督する役所は、「主税寮」と書いて「ちからりょう」と呼び、「ちから」には「主税」の字を当てました。これは現在の主税局の由来となっています。なお、他の選択肢の「かぞえ」は計算を意味し、「主計」の字を当て、主計局の由来となります。

従業員の退職金準備は

とく　たい　きょう

特退共

特定退職金共済制度



特退共の魅力

- 1 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
- 2 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
- 3 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
- 4 ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
- 5 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは…

- 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める特定退職金共済団体として、税務署の承認を受けています。
- 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- 約4,000社の事業所の皆さんにご加入いただき、約450億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。

○このご案内は、2025年7月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。

○ご加入にあたっては必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問合せは

TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL 03-3357-1641 FAX 03-3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp>



企C-2025-0007 (2025年7月29日) P6965